

令和4年9月1日発行

役場からの行政・地域情報

(回覧板)

高原町

※自治会への加入のお願い※

高原町には、自治会組織として「区・班」があります。自治会は、町民の交流・親睦を促進するさまざまな活動を行うとともに、まちづくりにおいて重要な役割を果たしています。

高原町では、町民の皆さん同士が協力しながら、安心して地域生活を送ることができるよう、自治会への加入をお願いしております。

※自治会に加入するには※

自治会に加入するには、「班加入連絡表」に必要事項を記入し、あなたが居住する自治会の「班長」に提出ください。

あなたが居住する地区の区長・班長がわからないとき、または自治会に関して御不明な点等がある場合は、総務課行政係までお問い合わせください。

お問合せ先

高原町 総務課 行政係

〒889-4492 宮崎県西諸県郡高原町大字西麓899番地

電 話 0984-42-2112

F A x 0984-42-4623

Eメール soumu@town.takaharu.lg.jp

役場からのお知らせ No.104

※記事の内容については、各課等へお問い合わせください。

※町ホームページからもダウンロードできます。 <https://www.town.takaharu.lg.jp>

高原町の新型コロナウイルスワクチン接種状況について

高原町の新型コロナウイルスワクチンを接種された人数と接種率について報告します。データは国のワクチン接種記録システム（VRS）に記録された数値を用いています。

集計日：令和4年8月29日時点

■ 1・2回目の接種人数・接種率

	接種人数		接種率	
	総数 (12歳以上)	高齢者 (65歳以上)	総数 (12歳以上) 人口 8,339 人	高齢者 (65歳以上) 人口 3,737 人
1回目接種	7,616人	3,520人	91.33%	94.19%
2回目接種	7,569人	3,513人	90.76%	94.00%

■ 3回目の接種人数・接種率

	接種人数		接種率	
	総数 (12歳以上)	高齢者 (65歳以上)	総数 (12歳以上) 人口 8,339 人	高齢者 (65歳以上) 人口 3,737 人
3回目接種	6,391人	3,361人	76.64%	89.93%

※VRSへの登録のタイミングにより、実際の接種人数と差が生じる場合があります。

※接種率については、12歳以上の住民基本台帳人口（R3.1.1時点）に対する割合です。

問 ほほえみ館 担当：中村 みどり（なかむら みどり） ☎0984-42-4820

子宮がん検診について

高原町では、年度内に偶数年齢になる方を対象に子宮がん集団検診を実施しています。

9月は次の日程で予定していますが、未だ予約に空きがある状況です。

ぜひこの機会に受診をお願いします。

【検診日】令和4年9月11日（日）

【場 所】ほほえみ館中研修室（中研修室側玄関前に検診車が来ます）

【対象者】20歳以上の女性のうち、年度内年齢が偶数の方
（令和4年度中に偶数年齢になる方）

希望される方は、ほほえみ館健康づくり推進係（☎0984-42-4820）へお早めにご連絡ください。

問 | ほほえみ館 担当：中村 光希（なかむら みつき） ☎0984-42-4820

いきいき教室（脳活）開講と受講者募集のお知らせ

いきいき教室（脳活）とは、東北大学と公文学習療法センターが共同で開発したプログラムを用いて、脳の健康づくりを行う教室です。簡単な計算や読み書きの問題をスラスラ解くことにより、脳の活性化を図ります。認知症の予防に非常に効果的とされています。今回は令和4年10月に開講予定の教室の受講者と教室サポーターを募集します。一緒に楽しく学習しましょう。

○開催日時…… 10月～2月の毎週金曜日 午前中に開講予定。

○開催場所……ほほえみ館

○受講料 ……1,200円／月

○参加条件……自分で会場まで来られる方。

○参加方法……ご希望の方は下記連絡先まで御連絡ください。定員10名のため、希望者多数の場合には、次回の教室開講時の予約となる場合があります。

ぜひ、皆様の御参加を心よりお待ちしております。

問 | ほほえみ館 担当：小城 大和（こじょう ひろかず） ☎0984-42-2581

ロコモ予防講座の開催について

皆さんは、片脚立ちで靴下を履くことができますか？（できない方は要注意！）運動器の障がい（老衰、骨や筋肉、関節の病気など）のために、立つ・歩くなどの移動機能が低下した状態を「ロコモティブシンドローム（通称：ロコモ）」と言います。進行すると、トイレ・更衣・入浴などの日常生活活動にも影響し、だんだんと介助が必要な状態となってしまいます。

コロナ渦での外出自粛等による運動不足を感じている方や介護予防に興味のある方の御参加をお待ちしています。

1 日 時 令和4年10月6日（木）14：00～15：00（13：30～受付）

2 場 所 ほほえみ館 中研修室

3 内容・講師 ロコモ予防を目的とした講演と実践
宮崎大学医学部附属病院長 帖佐悦男 先生

4 対 象 おおむね65歳以上の町民の方（定員30名）

5	申込方法	9月22日(木)まで に、42-2581 (ほほえみ館 高齢者 あんしん係) までお申し込みください。 開催にあたっては、消毒・換気等のコロナ感染予防対策を十分に講じるとともに、感染状況により、内容等が変更となる場合がありますので、御了承ください。
問	ほほえみ館 担当：岸元 あずさ (きしもと あずさ)	☎0984-42-2581

後期高齢者医療被保険者証に関する重要なお知らせ

令和4年10月1日から75歳以上の方等で、窓口負担割合が1割の方のうち、一定以上の所得がある方は、医療費の**窓口負担割合が2割**になります。

7月中に8月1日から使用できる保険証を交付していますが、窓口負担割合の見直しに伴い、令和4年度は**被保険者全員**に対して、保険証を**9月に再度**交付します。

★保険証の有効期限に御注意ください。

○現在、御使用中の保険証（水色）は、**令和4年9月30日**まで使えます。

○令和4年9月中に、**令和4年10月1日から令和5年7月31日**までの保険証（橙色）を交付します。

※2割負担の判定が令和4年8月中となるため、制度改正に影響のない3割負担の方や、制度改正後1割負担のまま変更が生じない方についても、上記と同じ時期に交付となりますので御了承ください。

詳細については、宮崎県後期高齢者医療広域連合（0985-62-0921）までお問い合わせください。

問	町民福祉課 担当：川平 直人 (かわひら なおと)	☎0984-42-1067
---	---------------------------	---------------

9月の人権相談特設会場開設日の変更について

2022年ほほえみカレンダーでお知らせしている9月の人権相談特設会場の開設日が、下記のとおり変更となりましたのでお知らせします。

【特設人権相談開設日時及び場所】

開設日：9月15日(木) → **9月20日(火)** に変更となります。

開設時間：午前10時から午後3時まで

開設場所：高原町総合保健福祉センターほほえみ館 会議室

上記特設会場のほか、法務局内の常設相談所でも相談をお受けしています。相談は無料で秘密は守られますので、お気軽に御相談ください。

問	総合政策課 担当：今塩屋 博子 (いましおや ひろこ)	☎0984-42-2115
---	-----------------------------	---------------

埋蔵文化財の保護のため開発や工事を行う場合は 協議や手続が必要となります！

高原町には多くの埋蔵文化財包蔵地があります。包蔵地内や周辺部では、開発等を行う場合は、文化財保護法により協議・手続が必要となることがあります。協議・手続を経ずに開発や工事を行っている事例が全国でも散見されており、あまりにも悪質な場合には、その企業等に対して、行政指導を行うことがあります。包蔵地の確認や手続については、高原町教育委員会に一度御相談ください。

※住宅基礎工事に伴う土地造成工事や伐根を伴う樹木伐採、畑地の耕作土をすき取る工事等も対象となりますので、お気を付けください。

●遺跡の照会について

開発や工事を計画した際には、その場所に遺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地）があるかどうかを早めに確認してください。照会の方法は以下のとおりです。

- ①高原町教育委員会へ直接おいでいただき、確認する。
- ②メール（kyousou@town.takaharu.lg.jp）で確認する。
- ③FAX（0984-42-3969）で確認する。

※照会する際は、場所の分かる地図（住宅地図など）に場所を記していただくとともに、開発予定地の地番、問い合わせ会社名、担当者名、電話番号等を記載してください。

●周知の埋蔵文化財包蔵地に係る土木工事の届出等について

周知の埋蔵文化財包蔵地を土木工事の目的で発掘（発掘調査ではなく、土地の掘削全般を指します）しようとする場合には、事業着手予定日の60日前までに宮崎県教育委員会に届出を提出しなければなりません。

届出等は、必要事項を記載した届出書に添付書類等を添え、高原町教育委員会を経由して行わなければなりません。

届出様式等については、高原町ホームページにも掲載しておりますが、わからない場合等はお気軽に教育委員会へ御確認ください。

●その他

土地所有者又は占有者が出土品の出土等により遺跡と認めるものを発見した時には、現状を変更することなく届け出る必要があります。

埋蔵文化財包蔵地ではなくても、地下に埋設された遺物や遺跡が発見される場合もありますので、速やかに高原町教育委員会に御相談ください。

問 | 教育総務課 担当：山下 浩樹（やました ひろき） ☎0984-42-1484

令和4年度新しいまつり(仮称)の作品募集について

- 募集内容 絵画、書幅、生け花、工芸品など
 ※生涯学習講座などの団体に属していない個人で作成された作品についても受け付けています。

●申込期限	令和4年9月30日（金） ※事前申込のない展示作品の持ち込みは対応できません。
●申込先	高原町中央公民館（高原小学校前） ※申込用紙は、中央公民館にあります。
●展示期間	令和4年10月22日（土）時間未定 23日（日）時間未定 ※詳細については、後日、お知らせします。
●展示会場	高原中学校校舎内1階（展示ホール、廊下） ※例年と会場が変更となっておりますので御注意ください。
●その他	作品搬入 令和4年10月21日（金）午後を予定しています。
御不明な点等ございましたら下記までお問い合わせください。	
問	教育総務課 担当：原田 朋子（はらだ ともこ） ☎0984-42-1484

体力テストの開催について

高原町スポーツ推進委員連絡協議会では、20歳以上の方を対象とした体力テストを次のとおり開催いたします。

各項目の測定結果で、御自身の体力が、同年代の人と比較してどの程度なのか、体力年齢が何歳なのか等が分かりますので、日頃から、運動をしている方だけではなく運動をしていない方もこの機会に、ぜひ参加をお待ちしております。

1 開催日時 **令和4年10月16日（日）** 午前9時～午前11時30分（予定）

2 主 催 高原町スポーツ推進委員連絡協議会

3 場 所 高原町民体育館

4 測定内容

●20歳～64歳の方

- ①握力 ②上体起こし ③長座体前屈 ④反復横とび
⑤20mシャトルラン ⑥立ち幅跳び

●65歳～79歳の方（80歳以上で測定を希望される方も参加可能です。）

- ①ADL（日常生活活動テスト） ②握力 ③上体起こし
④長座体前屈 ⑤開眼片足立ち ⑥10m障害物歩行 ⑦6分間歩行

5 申込先 高原町教育委員会社会教育係（高原町中央公民館内）
令和4年10月14日（金）午後5時まで（土日祝日除く）

6 その他

・参加料は無料です。



- ・事前に体調チェックをお願いします。
- ・運動できる服装で、体育館シューズやタオル、水分補給の飲み物、マスク等を各自、持参してください。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、中止となる場合がありますので、予め御了承ください。

問 教育総務課 担当：中別府 宏貴（なかべつぷ ひろき） ☎0984-42-1484

第19回ほほえみミニバレーボール大会の開催について

高原町スポーツ推進委員連絡協議会主催の第19回ほほえみミニバレーボール大会を下記のとおり開催します。初心者の方も大歓迎ですので、一緒にミニバレーを楽しみましょう。

- 開催日時 **令和4年11月6日（日）** 午前8時30分～（午前中で終了予定）
- 場 所 高原町民体育館 他
- 参 加 料 無料
- 参加資格
 - ・町内在住者、町内に勤務する方、主催者が参加を認める方
 - ・チーム内で監督（責任者）、主将、審判員（主審または副審1名、ラインズマン2名、点字員1名）を選任すること。
- チーム編成

男女混成チーム（女性を2名以上入れる。女性のみも可）

●39歳以下の部 ●40歳～59歳以下の部 ●60歳以上の部

※年齢下クラスに参加することは良いが、逆は認めない。
- 競技方法 宮崎県ミニバレーボール規則を準用し、詳細は監督会議において決定する。
- 申 込 先 高原町教育委員会社会教育係（高原町中央公民館内）
- 申込期限 **令和4年10月26日（水）** 午後5時まで（土日祝日除く）
- 監督会議 日時 令和4年11月2日（水）午後7時～
場所 高原町中央公民館2階会議室
※組み合わせ抽選も行いますので、必ず各チーム1名参加してください。欠席の場合は、欠場になります。
- その他
 - ・事前に体調チェックをお願いします。
 - ・運動できる服装で、体育館シューズやタオル、水分補給の飲み物、マスク等を各自、持参してください。
 - ・新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、中止となる場合がありますので、予め御了承ください。

問 教育総務課 担当：中別府 宏貴（なかべつぷ ひろき） ☎0984-42-1484

さといも疫病対策について

例年、台風通過後に疫病が多発します。事前・事後の対策を実施しましょう。

台風前後の対策

- ★台風前にはジーファイン水和剤またはランマンフロアブルの散布を行う。また、ほ場内に水が留まらないように排水路を確保する。
- ★台風通過後に被害が拡大した場合は、できるだけ早く収穫するか、ダイナモ顆粒水和剤またはアミスター20フロアブルを散布する。
- ※農薬の使用前には必ずラベル記載の内容を確認し、登録の内容どおりに使用してください。



収穫後の対策

ほ場内の病原菌を減らした状態で次作を迎えられるように、収穫後の対策を実施しましょう。

- ★収穫後の残さを速やかにロータリーで破碎し、しっかりと分解させる。
- ★土手や木陰に生えている野良生えのさといもを除去したり、除草剤で枯らす。

※詳しい内容については、西諸県農業改良普及センター（☎0984-23-5105）へお問い合わせください。

問 農畜産振興課 担当：六部一 智久（ろくぶいち ともひさ）☎0984-42-5132

かんしょ苗に対する補助について

高原町単独事業で下記のとおりかんしょ作付けに対する補助を行っております。
○高原町かんしょ生産体制強化事業

事業名	補助対象経費	補助率	補助対象者
青果用かんしょ生産支援事業	青果用かんしょ苗購入に係る経費	7,000円／10a (上限70,000円)	青果用かんしょを10a以上作付する町内かんしょ生産農家
かんしょ疫病対策事業	苗消毒剤購入に係る経費	事業費(消費税除く)の 1／3以内	町内かんしょ生産農家

・青果用かんしょを作付けしている圃場面積に対して、苗購入経費を補助いたします。

作付けしており、申請していない方は下記にて申請受付をお願いいたします。

- 受付期間 **令和4年9月1日～令和4年9月30日**（土日祝除く）
8：30～17：00
- 受付場所 高原町役場 農畜産振興課
- 必要書類 印鑑、青果用かんしょの作付け圃場がわかるもの、完納証明書
- 注意事項 収穫前に作付け状況を確認する必要があるため、なるべく早めの申請をお願いします。

御不明な点等ございましたら、下記連絡先にお問い合わせください。

問 農畜産振興課 担当：石崎 宙也（いしざき ひろや）☎0984-42-5132

園芸関係補助事業について

高原町単独事業で園芸関係者の補助事業を下記のとおり実施しております。
○きばる高原町の園芸農家情熱的活力支援事業

事業名	補助対象経費	補助率	補助対象者
園芸作物基盤強化支援事業	園芸に関する機械導入費やハウス施設整備に係る経費（部会等地域で取り組む場合に限り、生産向上を目的とする資材の導入も対象）	1／3以内 （上限 500,000 円）	認定農業者、新規就農者、農業後継者、農業法人、営農集団及び任意団体（JA の部会等）、今後経営改善計画の認定を受ける意思がある者
園芸用ハウス新設移設支援事業	園芸用ハウスの新設、移設に係る経費	1／3以内 （上限 500,000 円）	畑かん受益地でのハウス新設又は、畑かん受益地へのハウス移設を行う園芸作物生産者
スマート農業技術導入促進事業	園芸に関するスマート農業機械の導入費、スマート農業施設の整備に係る経費	1／3以内 （上限 500,000 円）	認定農業者、認定新規就農者、新規就農者、農業後継者、農業法人、営農集団及び任意団体（JA の部会等）
施設園芸省エネルギー化促進事業	①新たに2重・3重被覆を設置する際の整備に係る経費 ②ハウス内張り資材（省エネルギー資材）の導入に係る経費 ③被覆資材の更新に係る経費	① 1／2 以内 ②③ 1／3 以内 （上限 450,000 円）	高原町内施設園芸農家

●受付 **随時 平日 8：30～17：00**

●受付場所 高原町役場 農畜産振興課

●必要書類 印鑑、見積書、カタログ、高原町税完納証明書

●注意事項 **令和5年3月までに導入が見込まれるもの**に限りします。

御不明な点等ございましたら、下記連絡先にお問い合わせください。

問 農畜産振興課 担当：石崎 宙也（いしざき ひろや） ☎0984-42-5132

令和4年

秋の全国交通安全運動

期 間: 9月21日(水) ~ 30日(金) 10日間

令和3年度宮崎県交通安全ポスターコンクール入賞作品



標識、



見てる?

小学生下学年の部 金賞 千代反田 結菜さんの作品 高校・一般の部 佳作 三島 唯花さんの作品

運動の重点

- 1 脇見・ぼんやり運転等を追放し、安全運転に努めましょう。
- 2 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保に努めましょう。
- 3 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止と、
飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶に努めましょう。
- 4 自転車の交通ルールの遵守に努めましょう。

9月30日(金)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

宮崎県交通安全対策推進本部



脇見・ぼんやり運転等の追放

- 運転中は緊張感を持って、危険を予測する「かもしれない運転」をしよう。
- 運転中のスマートフォン等の操作は危険です。絶対にやめよう。



子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保

【歩行者の交通ルール遵守の徹底】

- 道路を横断するときは、手を上げるなどして、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認しながら横断しよう。
- 子供は、道路に飛び出したり、道路で遊んだりしないようにしよう。

【歩行者の安全確保】

- 子供や高齢者、障がい者等に対して思いやりのある運転をしよう。
- 通学路の安全点検や交通安全指導を実施するなど、地域ぐるみで子供の交通事故防止に取り組もう。

自転車の交通ルール遵守の徹底

【自転車の交通ルール遵守とマナー実践の徹底】

- 傘差し、スマートフォン等の使用はやめよう。イヤホン等の使用も危険です。
- 自転車は車の仲間。原則車道の左側を通行しよう。
- 歩道を通行する際は、歩行者優先で車道寄りを徐行しよう。

【自転車利用者等の安全確保】

- 夜間のライト点灯を徹底しよう。
- 定期的に自転車の点検整備をしよう。

【自転車保険加入促進】

- ★ 万が一の事故に備えて自転車保険に加入しよう。



【ヘルメット着用が努力義務化の広報啓発】

- ★ 大人も子供もヘルメットを着用しよう。

※令和4年の改正道路交通法に基づき、公布日（令和4年4月27日）から1年以内に、ヘルメット着用が「努力義務」となります！

夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止・飲酒運転の根絶

【夕暮れ時と夜間の交通事故防止】

- 夕暮れ時は、車も自転車も早めにライトを点灯させよう。
- 車のライトは、歩行者等を早く発見できるよう、原則上向き。対向車や先行車がいる場合は下向きにしよう。

【運転者の歩行者等への保護意識の向上】

- 歩行者がいる場合は、横断歩道手前で必ず一時停止しよう。横断歩道等予告マーク（◇ダイヤマーク）が見えたら減速し歩行者に注意しよう。

【飲酒運転の根絶】

- 飲酒運転は重大な犯罪です。「絶対にしない・させない・許さない」
- 二日酔い運転に注意。飲酒運転の車に同乗することや、飲酒者に車両を貸すことも犯罪です。

※令和4年4月1日から、安全運転管理者による運転者のアルコールチェックが「義務化」されました！



【妨害運転（いわゆる「あおり運転」）等の防止】

- あおり運転は犯罪です。絶対にやめよう。

【二輪車運転者等に対する広報啓発】

- ヘルメットやプロテクターを正しく着用しよう。

【全席シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底】

- 後部座席を含む全ての座席でのシートベルトとチャイルドシートの正しい着用が運転者の義務であることを周知徹底しよう。

【高齢運転者の交通事故防止】

- 自身で決めた運転ルールを守る「制限運転」を積極的に実践しよう。
- アクセルとブレーキの踏み間違いに気をつけて、70歳以上の方は積極的に高齢者マークを付けよう。

宮崎県交通安全スローガン

- ◆脇見・ぼんやり運転等追放を呼びかけるもの「一瞬の わき見ぼんやり 事故一生」
- ◆飲酒運転の根絶を呼びかけるもの「飲酒運転 するもさせるも 皆同罪」

お問合せ先

宮崎県交通安全対策推進本部事務局
(宮崎県総合政策部 生活・協働・男女参画課)
TEL : 0985-26-7054 / FAX : 0985-20-2221
E-mail : seikatsu-kyodo-danjo@pref.miyazaki.lg.jp

令和4年9月1日

町民の皆様へ

高原町長 高妻 経信
(公印省略)

うそ電話詐欺（架空料金請求詐欺）が発生しました！

小林警察署管内において、高額当選の手数料等を名目として、電子マネーや現金をだまし取る架空請求詐欺が発生しました。

県内においても還付金詐欺などの多くのうそ電話詐欺被害が起こっており、令和3年中、県内のうそ電話詐欺は、認知件数27件、被害額6,340万円となっています。

中でも、「電子マネー」を悪用したうそ電話詐欺（架空料金請求詐欺）が増加しており、10代から高齢者の方まで幅広い世代の方が被害にあっています。

犯人は、言葉巧みに話し、現金をだましとろうとします。

電話でお金のお話が出たら詐欺を疑い、すぐに家族や警察に相談してください。

【被害防止のポイント】

- 電話やメール等でお金のお話が出たり、電子マネーでの支払いを要求された時は、詐欺を疑い、家族や警察に相談してください。
- 口座情報などの個人情報を他人に教えない。
- ATMコーナーで携帯電話を使用しない。
- 身に覚えのない請求をされたときや不審な電話、メールがあった場合は、絶対に応じることなく、すぐに最寄りの警察署や交番・駐在所又は警察安全相談電話（#9110）に連絡してください。

【小林警察署】0984-23-0110

【警察安全相談電話】#9110

文書取扱 高原町役場総務課

『新型コロナウイルス感染症検査キット配布』について

宮崎県内の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、発熱外来がひっ迫してきております。医療機関に負担をかけずに陽性者を把握し、必要な健康観察等に繋げる「宮崎県陽性者登録センター」を開設しております。このセンターでは、重症化リスクの低い方を対象に、抗原定性検査キットを配布し、自主検査で陽性となった方の健康観察等に移行します。

今回、高原町で数量限定で検査キットを配布いたします。

対 象 者

以下の**全てを満たす**方

- ・ 宮崎県在住者(長期滞在者を含む)
- ・ 有症状者
- ・ 65歳未満の方(64歳以下)
- ・ 基礎疾患のない方、重症化リスクの少ない方

※以下にあてはまる方は、重症化リスクがあるため、医療機関を受診してください。

高齢者、妊婦、症状が重い方に加え、基礎疾患を有する方(ワクチン未接種(ワクチン接種が1回のみの方も含む)、悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患(COPD等)、慢性腎臓病、心血管疾患、脳血管疾患、高血圧、糖尿病、脂質異常症、肥満(BMI30以上)、臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由による免疫機能の低下)

検査キットの配布

配布方法 : 直接配布(申請や予約は不要)
期 間 : 令和4年9月11日(日)
受付時間 : 13時から16時
受取方式 : ドライブスルー形式
配布場所 : 高原町総合保健福祉センターほほえみ館敷地内
西諸県郡高原町大字西麓360番地1



配布場所には自家用車でお越しください。窓越しに運転免許証をご提示いただき、お名前等をこちらで記録させていただきます。その後、必要個数をお渡しします。(原則1人1個まで、1世帯最大3個まで)

運転に支障が無い方のみお越しいただき、運転に支障がある方は「宮崎県新型コロナウイルス感染症対策特設サイト」ホームページ内の『宮崎県陽性者登録センターについて』ページ内(下記QRコード参照)の【① 配送】のご活用をお願いします。

検査キットは、900個程度準備しております。準備している検査キットを配布終了した場合は、16時を待たずに受付を終了させていただきます。

検査する際は、キットに同封する説明書をよく読んでから使用してください。

※キットには、限りがあります。制度の趣旨をご理解いただき、上記「対象者」をよく読んでいただいた上で、お求めくださるようお願いいたします。

お問い合わせ先

高原町での検査キット配布について:

ほほえみ館健康づくり推進係 0984-42-4820

陽性者登録センターに関することについて:

宮崎県陽性者登録センター 0570-089-050



医療非常事態宣言

を延長！



(BA.5対策強化地域)



■発令期間 8月11日(木)～8月31日(水)9月21日(水)を目途
(終期は、医療のひっ迫状況等を見極めて判断)

※本県への「BA.5対策強化地域」の指定も9月21日(水)まで延長

基本的考え方

直近の感染者数は減少傾向に転じているが、病床使用率は高止まりしており、ぜい弱な県内の医療提供体制はひっ迫し、危機的な状況にある。

これまでの知見から、引き続き、医療提供体制については厳しい状況が続くことが見込まれるため、31日を終期として発令している県独自の「医療非常事態宣言」を延長する。

保健・医療を守るためのお願い

地域医療を守るために

- できるだけ平日の日中に受診を！
- 症状が悪化する前に早期にかかりつけ医等の受診を！
- 検査のためだけの救急外来の受診は控えて！
- 有症状者のうち、65歳未満で、かつ、基礎疾患を有しない方は、陽性者登録センターが配布する抗原検査キットの活用を！
- 感染したり、濃厚接触者となった方の療養、待機の開始・終了時に検査証明を求めることは控えて！

保健所機能を守るために

県ホームページはこちら

- 陽性や濃厚接触となった場合の療養・待機期間の考え方等の必要な情報は、県のホームページ上で確認を！（保健所への電話はできるだけ控えて）



お困りの方へいち早く支援を届けるために

- 感染の場合に備え、1週間程度の食料や解熱剤等の備蓄を！

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。
- 令和3年度に本給付金（非課税世帯、家計急変世帯）を受け取った世帯は、給付の対象外となります。（給付金は受け取れません。）

給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

給付金の支給時期

高原町が確認書(または申請書)を受理した日から**2週間後**が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

※住民税課税者の扶養親族のみの世帯は支給対象外になりますのでご注意ください。

（例）子（課税）に扶養されている両親（非課税）の世帯

世帯全員の令和4年度
「住民税が非課税」
の世帯

令和4年1月以降の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

高原町が確認書を送付します。
(要返送)

※ 8月末発送

令和4年6月1日時点で住民登録のある
令和4年度非課税世帯に送付されます。

詳しくは裏面「I」(1)へ

申請が必要です

申請期限：令和4年9月30日（金）

申請時点で住民登録のある市区町村に申請
してください。

詳しくは裏面「II」へ

以下の方へは、確認書は届きませんが、申請して給付される場合があります。

● 世帯内に**未申告**の方がいる世帯

詳しくは裏面「I」(2)へ

給付金の支給手続き

I 令和4年度住民税が非課税の世帯

(1) 確認書が届いた世帯

- 対象となる世帯には、高原町から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、役場町民福祉課に直接持参してください。
【確認事項】
 - ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
 - ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



(2) 確認書が届かない世帯（非課税世帯で世帯内に未申告の方がいる場合など）

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
※申請書については町ホームページ・役場町民福祉課窓口で準備します。
- 申請書に必要事項を記入して（世帯に未申告者がいる場合は申告が必要）、添付書類とともに町民福祉課福祉係窓口へ直接ご持参ください。



※令和3年度住民税（均等割）非課税世帯に送付した確認書を提出されていない世帯につきましては、**9月30日まで申請受付を延長いたします。**

II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯（家計急変世帯）

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が町民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、高原町ホームページに記載してありますのでご確認ください。）
（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安 単身の場合：93万円以下、母・子(1人)の場合137.8万円以下

- 家計急変世帯の方が給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書は、9月1日以降に町ホームページ・町民福祉課窓口へ準備します。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに町民福祉課福祉係窓口へ直接ご持参ください。



新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、高原町役場若しくは最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター



0120-526-145

受付時間 9:00～20:00（12/29～1/3を除く）

高原町町民福祉課 福祉係
「住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金」窓口

0984-42-1067

受付時間 平日9:00～17:00



— 第80号 —

令和4年9月1日発行

社協だより

たかはる

発行 社会福祉法人 高原町社会福祉協議会
〒889-4412 高原町大字西麓360番地1
TEL 42-2230 FAX 42-4974
E-mail takaharu_shakyo@takaharu-shakyo.jp



令和4年7月4日(月)に高原町民生委員児童委員協議会は、福島県いわき市地域防災交流センターで東日本大震災視察研修を行いました。今では何事もなかったかのように静かできれいな海であり、その景色が心に響きました。大変な苦労の日々だったと思います。現在いわき市の復興事業において、50年後を見据え、市民と行政が一体となった協働に取り組んでいます。今後、高原町民生委員児童委員も、子どもから高齢者、障がい者まで地域住民が安心して暮らせるように、町民の声を関係機関に「つなぐ」役割として活動していきます。



社会福祉法人
高原町社会福祉協議会

公式ホームページ並びにFacebookを開設しています。

地域活動・ボランティア・イベント情報等、事業の紹介・案内を掲示しています。

御意見・御要望等ありましたら、高原町社会福祉協議会までお問い合わせください。



高原町社協公式
facebook

QRコード



高原町社協公式
ホームページ

QRコード



<http://www.takaharu-shakyo.jp/>

令和4年度事業計画

～基本方針～

社会福祉協議会は、「地域福祉の推進を図ること」を目的として、誰もが皆、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域福祉の実現に向け、住民主体の地域活動を支援してまいります。

地域福祉の推進を図るため、行政、地域住民、関係機関（社会福祉法人等）、関係団体（区長会、民児協、各種福祉団体等）と連携を図り協働して地域づくりを進めていきます。



主な事業実施計画

～地域福祉活動推進に係る事業～

◎地域福祉活動の推進

- ①民生委員・児童委員との連携
- ②高齢者見守り「愛の連絡員」活動
- ③訪問援助活動
 - ・災害被災者家庭見舞い
 - ・歳末たすけあい訪問（要援護者・施設入居者等）
- ④生活支援体制整備事業【町受託事業】
 - ・地域の高齢者支援ニーズの把握
 - ・地域関係者間の情報共有
 - ・生活支援の担い手の養成、サービスの開発（軽度生活援助事業）

- ⑤高齢者の生きがいと健康づくり【町受託事業】
 - ・茶飲み場事業の支援
 - ・お話し相手事業の支援
- ⑥福祉意識の高揚
 - ・総合福祉大会の開催
 - ・戦没者合同慰霊祭の開催
 - ・社協だよりの発行

◎相談事業の実施

- ①町民生活相談所～第1・第3水曜日
- ②無料法律相談所～偶数月第3火曜日



◎ボランティア活動の推進

- ①ボランティアセンター活動の推進
 - ・相談、啓発普及、情報提供
- ②福祉教育の推進
 - ・児童等への福祉体験活動の実施
- ③災害ボランティアに関する活動の推進
 - ・災害ボランティアに関する研修会の実施
 - ・災害ボランティアセンターサポーターの養成
 - ・災害等被災地への支援活動



◎関係機関・団体等とのネットワーク形成

- ①関係機関とのネットワーク形成
 - ・町内社会福祉法人等との連携
 - ・地域見守りネットワーク事業の推進
 - ・西諸災害時障がい者支援ネットワークとの連携



- ②福祉団体等の育成支援の推進
 - ・民生委員児童委員協議会
 - ・老人クラブ連合会
 - ・身体障害者福祉協会
 - ・遺族協助会
 - ・赤十字奉仕団
 - ・ボランティア連絡協議会

◎日常生活支援活動の推進

- ①資金貸付事業
 - ・助け合い資金貸付事業
 - ・生活福祉資金貸付業務【県社協受託事業】
- ②日常生活自立支援事業【県社協受託業務】
 - 判断能力が不十分の方のうち契約能力のある方
 - ・福祉サービスの利用援助
 - ・日常的金銭管理サービス
 - ・書類預かりサービス



◎子育て支援活動の推進

- ①公立3保育所（狭野・広原・後川内）の指定管理運営【町受託事業】
- ②放課後児童等居場所対策事業（広原・後川内保育所）



～在宅福祉サービスの推進～

◎居宅介護支援事業の推進

- ①相談支援及びケアプランの作成

◎ホームヘルプサービス事業の推進

- ①訪問介護事業
- ②介護予防・日常生活支援総合事業
- ③障害福祉サービス事業
- ④生活支援事業



～障がい者相談支援の推進～

◎特定相談支援事業の推進

- ①計画相談支援
- ②サービス利用支援
- ③継続サービス利用支援



～法人経営体制の整備～

◎会務の運営

- ①理事会・評議員会の運営

◎財務管理と運営

- ①適正な財務管理

◎赤い羽根共同募金運動の展開

- ①赤い羽根共同募金運動
- ②歳末たすけあい募金運動



◎日本赤十字社会費増強運動の展開

- ①普通会员の増員
- ②特別会員の増員



◎組織基盤の整理

- ①職員の人事管理・労務管理の充実
- ②人材育成・研修の充実
- ③コンプライアンス体制の確立

◎指定管理業務の受託

- ①指定管理施設の適正な管理運営

◎情報発信

- ①広報活動の充実



◎福祉人材養成支援

- ①各種実習の受け入れと協力

◎苦情解決への取り組み

- ①苦情解決委員会の設置

保育所事業報告



高原町より公立保育所運営の指定管理を受けており、本年度で11年目に突入しました。季節の行事を通して、子どもたちがのびのびと元気いっぱい過ごしております。7月は各保育所にて七夕まつりを行いました。みんなの願いが叶いますように…！



高原町立狭野保育所
園児数 27名
職員数 9名



高原町立広原保育所
園児数 30名
職員数 11名



高原町立後川内保育所
園児数 13名
職員数 7名



※園児数・職員数…8月1日時点

赤十字奉仕団活動報告

高原町赤十字奉仕団では、毎年この時期に、町内の幼稚園・保育園に「七夕飾り」を作って贈る活動を行っています。

子どものころ作っていた！？とはいえ、みなさん頭をひねりながら悪戦苦闘!!
子どもたちの笑顔を思い浮かべながら一つ一つ丁寧に作っておられました。



高原町老人クラブ連合会活動報告

高原町老人クラブ連合会は、会員同士の更なる交流と親睦を深めるための「交流活動」に取り組んでいます。

今年も9月11日に開催予定の老人クラブ連合会主催のゲートボール、グラウンド・ゴルフ大会に向け、各校区において予選会が開かれました。

皆さん和気あいあいでプレーされ、笑顔のあふれる予選会となり、それぞれいい汗を流されていました。



高原町身体障害者福祉協会活動報告



5月8日(日)宮崎県総合運動公園にて第21回宮崎県障がい者スポーツ大会が行われました。本町からは、高原町身体障害者福祉協会の会員2名が、フライングディスク(アキュラシー5m)競技に出場しました。当日は、天気にも恵まれ久しぶりの屋外でのスポーツ大会ということで、お二方とも楽しんで競技されていました。

第21回宮崎県障がい者スポーツ大会入賞者

中嶋一郎さん
A-6サイト
第1位



鳥越トヨ子さん
A-1サイト
第3位



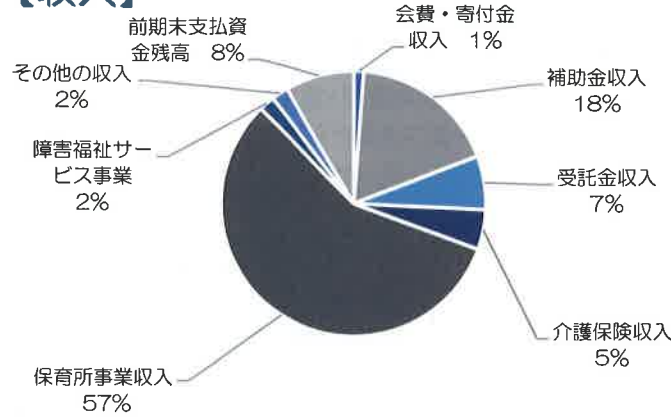
令和3年度社会福祉事業収支決算書
(R3.4.1~R4.3.31)

詳細については、高原町社会福祉協議会の
の掲示板に掲載しております。

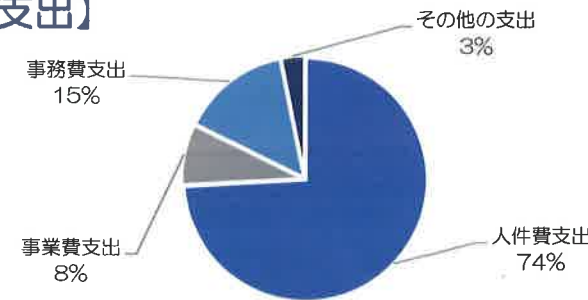
(各事業合算額)

単位：円

【収入】



【支出】



単位：円	
会費・寄附金収入	1,872,993
補助金収入	28,169,705
受託金収入	10,284,182
介護保険収入	7,552,170
保育所事業収入	89,416,434
障害福祉サービス事業収入	2,917,620
その他の収入	3,191,933
前期末支払資金残高	13,183,661
収入合計	156,588,698

単位：円	
人件費支出	105,862,393
事業費支出	11,560,805
事務費支出	20,867,961
その他の支出	4,480,121
支出合計	142,771,280

単位：円			
区分	収入決算	支出決算	収支差額
合計	156,588,698	142,771,280	13,817,418

令和3年度社会福祉事業報告

1 法人運営事業

- ①理事会の開催 4回
- ②評議員会の開催 3回
- ③社協会員増強運動
 - 一般会員 2,937世帯 587,400円
 - 賛助会員 92件 92,000円

- ④社会福祉団体活動支援
 - ・民生委員児童委員協議会
 - ・老人クラブ連合会
 - ・身体障害者福祉協会
 - ・遺族協会の
 - ・高齢者工芸グループ
 - ・赤十字奉仕団
 - ・ボランティア連絡協議会

- ⑤火災見舞事業
火災被災家庭に対して寝具一式を支給する事業。
令和3年度 1件

2 戦没者慰霊祭事業

- 高原町戦没者合同慰霊祭の開催
期日：令和3年11月5日(金)10:00~11:00
場所：ほほえみ館 神武ホール
参列者：67名
内容：英霊顕彰(参列者全員による献花)
※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮し規模縮小した。

3 地域福祉活動推進事業

- 高原町社会福祉功労者表彰式の実施
期日：令和3年11月17日(水)9:00~10:00
場所：ほほえみ館 中研修室
内容：福祉功労顕彰
※ 例年実施している、高原町総合福祉大会が中止となったことから、表彰式のみを実施した。

4 生活福祉資金貸付事業

- 特例貸付 10件

5 共同募金配分金事業

- ①一般募金配分金
- ・愛の連絡員（見守り活動者） 152件
 - ・一人暮らし高齢者世帯 456件
- ②歳末たすけあい配分金
- ・福祉施設配分 209件
 - ・在宅福祉配分 231件

6 地域福祉等推進特別支援事業

- ①町民生活相談所、無料法律相談所
- 町民生活相談を毎月第1、第3水曜日、無料法律相談を偶数月第3火曜日に開設。
- 開設日延べ 28日 相談件数 16件
- ②広報活動
- 福祉サービスの情報、ボランティア情報及び社協の活動情報等について区長会等を通じて提供し、町民への福祉啓発を行った。

7 助け合い資金事業

貸付世帯数 7件

8 日常生活自立支援事業

利用者数 12名

9 高齢者工芸センター管理受託事業

高齢者の豊かな能力と技術を生かした民芸品の生産活動の場、並びに若者への技術の伝承を通して、親睦を図り生きがいのある生活を過ごすことを目的とし、その推進を図った。陶芸部 0回 木工部 9回

※ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、活動中止若しくは自粛を余儀なくされた。

10 相談支援事業

障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう日常生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて支援を行った。

利用者数 35名

11 ボランティアセンター支援事業

- ①県下一斉ボランティアの日活動
- 期 日：令和3年8月29日（日）
- 場 所：高原町内国道・県道・町道など
- 参加者：中止により参加者なし
- ※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮し中止した。
- ②災害ボランティアサポーター研修
- 期 日：令和4年1月27日（木）
- 場 所：ほほえみ館 中研修室
- 内 容：当初ボランティア連絡協議会を対象として実施予定であったが、県のまん延防止等重点措置に伴い、社協職員のみでの研修を実施した。

- ③福祉教育学習支援
- 小、中学校を対象とした福祉講和及び福祉体験学習を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮し中止した。

12 居宅介護支援事業

本人や家族の意見・要望に応じてその状態に合った適切なサービスを受けられるように介護サービス計画を作成した。 延べ件数 133件

13 訪問介護事業

- ①訪問介護事業
- 介護の必要な利用者の家庭を訪問介護員が訪問し、家事援助や身体介護を実施した。
- 延べ利用者数 136名 延べ実施回数 1,157回
- ②介護予防訪問介護事業
- 自立支援への援助を同居家族や地域の支援が受けられない場合に訪問介護員によるサービスを実施した。
- 延べ利用者数 140名 延べ実施回数 707回

14 障害福祉サービス事業

在宅障がい者に対して家事援助や身体介助を実施した。

延べ利用者数 50名 延べ実施回数 261回

15 生活支援体制整備事業

- ①生活支援コーディネーター打ち合わせ会
- ②中央・各地区茶飲み場訪問活動
- ③お話し相手事業（有償ボランティア）との意見交換等
- ④高原町地域ケア会議

16 高齢者の生きがいと健康づくり事業

- ①中央・各地区茶飲み場の経理・運営サポート
- ②お話し相手事業の経理・運営サポート
- ③傾聴講座を開催し、傾聴ボランティア養成を行った。
- 令和3年9月17日（金） 受講者9名
- 令和3年10月8日（金） 受講者7名

17 保育所事業

地域との連携を深め、乳幼児の健やかな発達をサポートすると共に、安心して子どもを預けられ気軽に相談できる環境作りを行った。

指定管理保育所（公立保育所3園）

	R3.3 園児数	R4.3 園児数
狭野保育所	27名	28名
広原保育所	33名	28名
後川内保育所	9名	10名
合 計	69名	66名

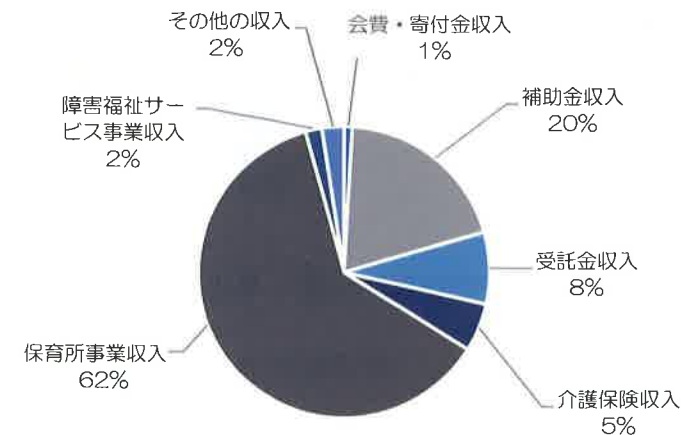
令和4年度社会福祉事業予算書（R4.4.1～R5.3.31）

（各事業合算額）

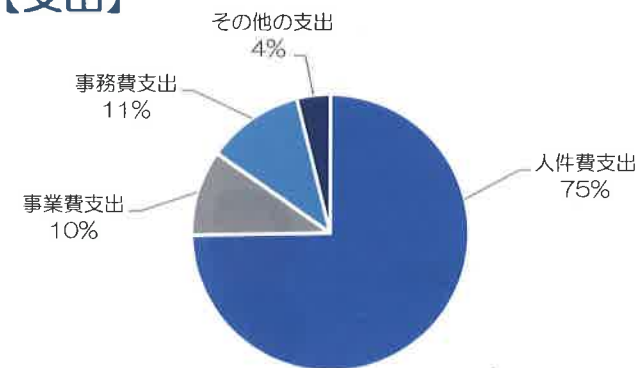
詳細については、高原町社会福祉協議会の掲示板に掲載しております。

単位：円

【収入】



【支出】



会費・寄付金収入	1,685,000
補助金収入	36,590,000
受託金収入	14,885,000
介護保険収入	9,976,000
保育所事業収入	115,518,000
障害福祉サービス事業収入	3,255,000
その他の収入	4,621,000
収入予算合計	186,530,000

単位：円

人件費支出	139,376,000
事業費支出	18,663,000
事務費支出	21,228,000
その他の支出	7,263,000
支出予算合計	186,530,000

単位：円

区 分	収入予算	支出予算	収 支 差 額
合 計	186,530,000	186,530,000	0

社協の事業案内

【高原町地域見守りネットワーク事業】

町内在住の支援が必要と思われる方への見守り活動を民間事業者の協力を得ることで、更なる地域の安心・安全に繋げるための事業です。

事業推進機関に警察・行政・民生委員も協定を締結していますので、事業者の方にも安心して業務をしていただけます。

ネットワーク事業に御協力いただける事業者をお待ちしております。



社協からのお知らせ

傾聴ボランティア事業（お話ボランティア）

傾聴ボランティア事業を行っています。

- ・対象者 65歳以上のひとり暮らし世帯や65歳以上のみの世帯で、茶飲み場等の活動へ参加できない方
- ・時 間 20～30分
- ・料 金 無料



傾聴ボランティア2名で御自宅へ訪問し、日常生活での悩みや困り事の相談、健康状態の確認等を行っています。

傾聴ボランティアに関して、ご不明な点がございましたら、高原町社会福祉協議会までお問い合わせください。

高原町社会福祉協議会 TEL：42-2230

日常生活自立支援事業

認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者・何らかの原因で判断能力が不十分な方々を対象とし、地域で安心して暮らせるよう福祉サービスの手続きや金銭管理のお手伝いをしています。

無料法律相談

高原町社会福祉協議会では、町内にお住まいの方を対象に、無料の法律相談を実施しています。

借金・消費者被害・男女トラブル・労働・保険など身近な困りごとに対し、弁護士が適切な助言を行います。

※ 相談はえびの・小林・高原会場での相談を合わせておひとり年3回までとなっています。



- ・相談日 偶数月の第3火曜日（祝祭日は除く）
- ・時 間 午後1時30分～午後4時30分（相談時間はおひとり30分以内）
- ・場 所 高原町総合保健福祉センターほほえみ館
- ・要予約 高原町社会福祉協議会へ前日までに電話または窓口でお願いします。

高原町社会福祉協議会 TEL：42-2230

町民生活相談（無料）

悩みごとがありましたら、お気軽になんでも御相談ください。
民生委員2名で対応いたします。

- ・相談日 毎月第1・3水曜日（祝祭日は除く）
 - ・時 間 午前9時～正午
 - ・場 所 高原町総合保健福祉センターほほえみ館
- ※予約は必要ありません。



令和4年度 9月の生涯学習講座だより

まだまだ残暑が厳しいようです。コロナ感染予防をしながら、皆ご自愛ください！

8月に実施した講座の様子をご紹介します！

①色鉛筆 ②川柳 ③書道 ④ヨガ ⑤健幸 ⑥歴史文化財 ⑦夏休み子ども講座(習字)

色鉛筆で
玉ねぎを描
きました。



面白さが倍
増です！



各自検定
に挑戦中。



健康な体
は病気予
防に最適。



暑いけど
みんな楽
しそう！



「米の道」
の話で、新
たな学び。



2回の講座でしたが、みん
な上手に書け
ました。頑張り
ました。



⑧夏休み親子講座(写真) ⑨夏休み親子講座(お菓子づくり) ⑩皇子原学園(国際交流)

写真は、今や気軽に
スマホでいつでも、ど
こでも、誰でも撮れる
時代！専門家のアドバ
イスは、技術アップに
繋がりました。



今回は、カップで作る
「シフォンケーキ」に挑
戦しました。親子で作る
お菓子は、思い出も加わ
り最高の味になりました。



ジャマイカに生まれ、イギリスやアメリカ、カナダの暮らしを
通し、この宮崎に定住した「宮崎国際大学副学長のウオーカー・
ロイド氏」。そのグローバルな価値観は、お母様の医学を通したボ
ランティア精神に基づいた生き方でした。学び多き講座でした。



9月・10月の講座をご紹介します！

皇子原学園講座

- 9月6日(火)「気象から予想する防災」は、気象予報士 栗原ちひろ 氏の講話です。
- 9月20日(火)「健康～グランドゴルフ」は、男のいきがいの方々による合同開催です！
- 10月4日(火)「地層からひも解く西諸島の生い立ち」は、白池 図 氏です。今年こそ実現したいです！
- 10月18日(火)「日本の文化継承～書道の世界」は、若き書道家 岩尾 論志 氏です。お楽しみに！

生涯学習講座

※急な変更が生じる場合があります。

- ①ヨガ講座(9月5日・26日、10月10日:月)～ほほえみ館
- ②書道講座(9月10日・24日、10月8日:土)～中央公民館
- ③ペーパークラフト講座(9月13日:火)～中央公民館
- ④ボランティア講座(9月14日、10月12日:水)～中央公民館
- ⑤健幸講座(9月24日、10月22日:土)～高原小か高原中グラウンド
- ⑥川柳講座(9月26日:月、10月11日:火)～中央公民館
- ⑦音を楽しむ講座(9月27日:火)～後日連絡
- ⑧手づくり講座:似顔絵(10月1日(土)～中央公民館
- ⑨色鉛筆講座(10月3日:月)～中央公民館
- ⑩歴史文化財講座(10月20日:木)～中央公民館

- ※午後7時～8時30分
- ※午前10時～11時30分
- ※午前9時30分～11時30分
- ※午前9時30分～11時30分
- ※午前10時～12時
- ※午前9時30分～11時30分
- ※午前9時30分～11時30分
- ※午前9時30分～11時30分
- ※午前9時30分～11時30分
- ※午前9時30分～11時30分

お問合せ先:教育委員会(担当:小園) TEL:(0984)42-1484
※登録されていない方で、各講座に参加したい場合は、事前にお知らせください。



高原町原油・原材料高対策特別貸付利子補給事業について

原油・原材料価格高騰により事業活動に影響を受けた中小企業者の経営安定化を図るため、宮崎県中小企業融資制度「原油・原材料高対策特別貸付」を利用された方へ、利子の全額を3年間補給します。

(対象者)

- 宮崎県中小企業融資制度「原油・原材料高対策特別貸付」の融資を受けた者（一般保証を除く）
- 町内で事業を営む中小企業者で、個人で町内に住所及び事業所を有する者又は法人で町内に本社を有する者又は本町の誘致企業認定を受けている者

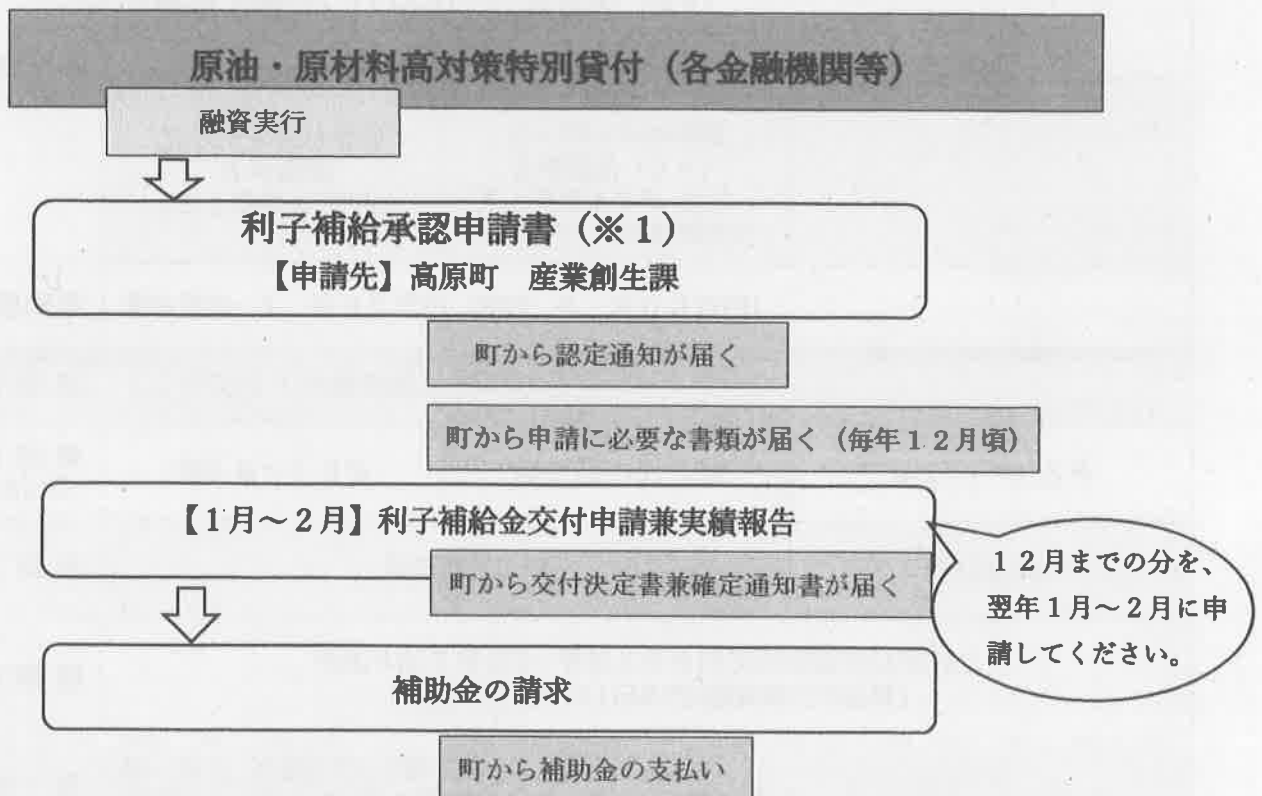
(補給対象期間)

- 初回償還月（据置期間を含む）から3年間

(補給率)

- 100%（3年間分を全額）

<手続きの流れ>



（※1）10月以降に町のホームページにて、利子補給承認申請書等のデータを掲載しますので、申請を希望される方は改めてそちらを御確認ください。

【お問合わせ先】高原町 産業創生課 TEL 42-2128 FAX 42-4623



宮崎県中小企業融資制度 ～原油・原材料高対策特別貸付の創設～

令和4年7月1日現在

宮崎県では、宮崎県中小企業融資制度に「原油・原材料高対策特別貸付」を創設し、原油・原材料価格高騰により事業活動に影響を生じた中小企業者の皆様の資金繰りを支援します。

融資を希望される方は、お取引のある又は最寄りの取扱金融機関（裏面記載）にご相談ください。

名 称 原油・原材料高対策特別貸付

取扱期間 令和4年7月1日（金）から令和4年9月30日（金）
保証申込受付分まで

新設

原油・原材料高対策特別貸付

保証区分	① セーフティネット保証 4号	② セーフティネット保証 5号	③ 一般保証
融資対象者 (注1、2)	原油・原材料価格高騰の影響により、最近3か月の月平均売上高総利益額（粗利益）が、前年同期又は2年前同期の月平均売上高総利益額に比べ3%以上減少している中小企業者等（注3）		
	+	+	
	セーフティネット保証 4号認定 (売上高等▲20%)	セーフティネット保証 5号認定（注4） (売上高等▲5% 又は 原油高で一定の影響あり)	
融資限度額	運転資金 3,000万円（組合 8,000万円）		
融資期間	10年以内（うち据置期間3年以内）		
融資利率 (注5、6)	年0.8～1.3%	年1.0～1.5%	年1.0～1.5%
保証料率	年0.00%		年0.25%
取扱期間	令和4年7月1日～令和4年9月30日保証申込受付分 (令和4年10月31日までに融資実行が必要)		
その他	担保： 必要に応じて要 保証人： 法人 原則代表者要 / 個人 原則不要		

(注1) 要件①②のセーフティネット保証認定については、事業所所在の市町村による認定を受ける必要があります。
なお、売上高等を比較する期間の弾力的な運用を行っておりますので、詳しくは裏面記載の市町村窓口にお尋ねください。

(注2) 創業1年3か月未満の中小企業等については、当特別貸付を利用できません。

(注3) 「最近3か月の月平均売上高総利益額（粗利益）」については、粗利益の集計が困難な場合など、やむを得ない事情がある場合に限り、最大で融資申込月の6か月前から起算した3か月を対象とすることができます。

(注4) セーフティネット保証5号は業種指定があります。詳しくは、経済産業省のホームページをご覧ください。

(注5) 融資利率は、融資期間に応じて設定されます。（詳細裏面記載）

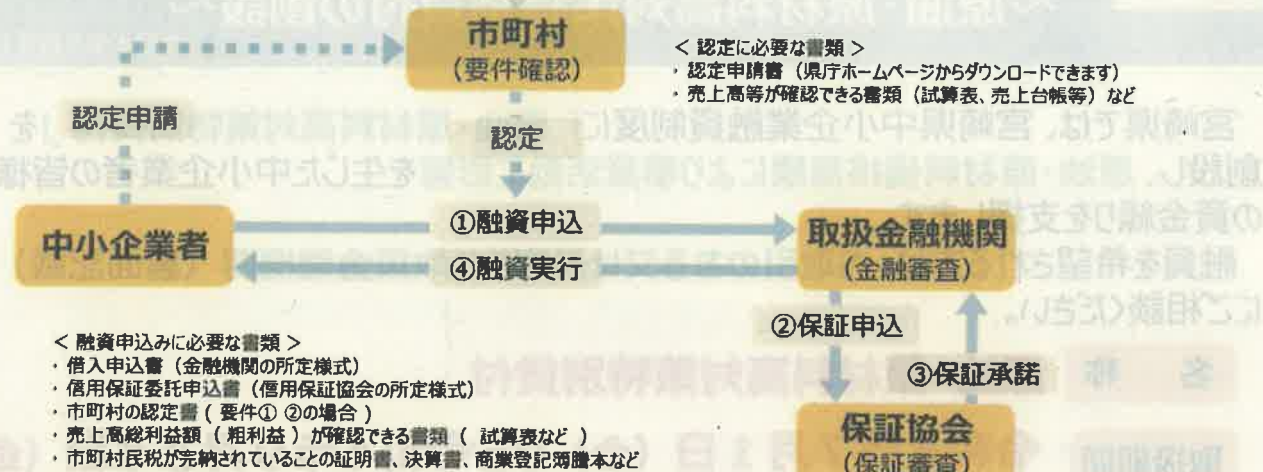
(注6) 独自に利子補給を行っている市町があります。詳しくは、市町にお尋ねください。（裏面記載）

(注7) 新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付及び新型コロナウイルス感染症対応資金からの借換えはできません。

裏面もあります。

手続の流れ

要件① ②の場合(セーフティネット保証認定)



融資利率について

融資期間 保証区分	1年以下	1年超～ 3年以下	3年超～ 5年以下	5年超～ 7年以下	7年超～ 10年以下
セーフティネット保証4号	年0.80%	年1.00%	年1.20%	年1.30%	年1.50%
セーフティネット保証5号	年1.00%	年1.20%	年1.40%	年1.50%	年1.70%
一般保証	年1.00%	年1.20%	年1.40%	年1.50%	年1.70%

取扱金融機関

宮崎銀行、宮崎太陽銀行、西日本シティ銀行、鹿児島銀行、福岡銀行、肥後銀行、大分銀行、南日本銀行、宮崎第一信用金庫、高鍋信用金庫、延岡信用金庫、熊本県信用組合、宮崎県南部信用組合、商工組合中央金庫、みずほ銀行

市町村の認定窓口

宮崎市	商業政策課	(0985)21-1792	都城市	商工政策課	(0986)23-2983
延岡市	商業・駅まち振興課	(0982)34-7841	日南市	商工政策課	(0987)31-1169
小林市	商工観光課	(0984)23-1174	日向市	商工港湾課	(0982)66-1025
串間市	商工観光スポーツランド推進課	(0987)72-1111	西都市	商工観光課	(0983)43-3421
えびの市	観光商工課	(0984)35-3728	三股町	企画商工課	(0986)52-9084
高原町	産業創生課	(0984)42-2128	国富町	企画政策課	(0985)75-3126
綾町	総合政策課	(0985)77-3464	高鍋町	地域政策課	(0983)26-2015
新富町	産業振興課	(0983)33-6029	西米良村	むら創生課	(0983)36-1111
木城町	まちづくり推進課	(0983)32-4727	川南町	産業推進課	(0983)27-8011
都農町	産業振興課	(0983)25-5721	門川町	まちづくり推進課	(0982)63-1140
諸塚村	企画課	(0982)65-1116	椎葉村	地域振興課	(0982)67-3203
美郷町	企画情報課	(0982)66-3603	高千穂町	企画観光課	(0982)73-1207
日之影町	地域振興課	(0982)87-3801	五ヶ瀬町	企画課	(0982)82-1717

「被覆資材等価格高騰対策

緊急支援事業」のご案内

＜事業の目的＞

農業用資材の急激な価格高騰による農家経営への影響を緩和するため、生産コストに占める割合が高く、作物生産に影響が大きい資材について支援し、農家経営の安定化を図ります。

支 援 内 容

・ 価格上昇分の1/2相当額を補助（定額補助）

＜補助パターン①＞・資材毎に県が設定した補助単価分を、販売価格から予め差し引いた金額で資材販売業者（販売店）が農業者へ販売。

＜補助パターン②＞・資材販売業者が農業者へ定価で販売し、県が補助分を資材販売業者へ振込後、資材販売業者が農業者へ補助分を補填。

・ 具体的な支援内容

①施設園芸

ハウスの外張、内張
資材（材質：ビニルまたはPO）

- ・ A Pハウス
- ・ 中期展張ハウス
- ・ 耐候性ハウス 等



②露地園芸

マルチ資材

※対象品目は野菜、特用作物、果樹、花き 等



③飼料作物

サイレージ用ラップ

※対象品目はイタリアン、飼料用稲 等



＜事業参加条件＞

経営耕地面積が10a以上または年間の農産物販売金額が15万円以上の農家（県内在住）であること。

※その他、事業参加条件については、事業参加申請書をご確認ください。

令和4年6月15日～令和5年2月28日までに、納品または請求があった上記①②③に記載の資材とし、令和5年3月31日までに使用するものが対象。

農業者の手続き方法

「事業参加申請書」を記入後、販売店へ以下の期日までに提出してください。

申込期限：令和5年2月28日

※資材販売業者が本事業に取り組んでいない場合は、支援を受けられませんので、あらかじめ資材販売業者へ御確認をお願いいたします。

＜事業参加申請書の取得方法＞

- ・ ひなたMAFiN 宮崎県農業・水産業ナビ（ネット検索）
- ・ 高原町農畜産振興課農産園芸係（窓口）



宮崎県農業・水産業ナビ
～ひなたMAFiN～

事業主（広告主）の皆様へ

屋外広告物のルールを守り

安全で美しい宮崎を！

日本の
ひなた
宮崎県

屋外広告物は、私たちの生活に必要な情報を伝えるとともに、まちを活気づける役割を担います。しかし、これが無秩序に氾濫し、管理もおろそかになると、街並みや自然の景観を損なうだけでなく、落下等の事故により人々に危害を及ぼす恐れもあります。

そこで、宮崎県では良好な広告景観の形成を進めるため、宮崎県屋外広告物条例により必要な規制を行っています。（宮崎市の区域では、宮崎市屋外広告物条例が適用されます。）

屋外広告物とは？

継続的に（常時又は一定の期間継続して）

屋外で

多くの人たちに対して（公衆に表示される）

看板や工作物等を使って表示するもの

（看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、建物その他の工作物に掲出・表示されるもの）

- ※営利目的の商業広告だけでなく、自分の敷地内に掲出するものや、文字を使わない絵画や写真も対象となります。
- ※屋外広告物の設置工事の依頼先は、登録業者でなければなりません。



どんな手続きや基準があるの？

屋外広告物を掲出するためには、原則として許可が必要です。

必ず許可を受けてから掲出するようにしてください。ただし、一定の基準内の広告物については、規制の適用が除外され、許可不要で掲出できます。

地域や広告物の種類ごとに、面積や高さ等の基準があります。

地域は禁止地域（原則として掲出できない）と規制地域（許可を受ければ掲出できる）に大別され、さらに、土地の利用状況に応じて6段階に区別されます。また、広告物の種類ごとに設定された面積や高さ、幅、個数などの基準を満たす必要があります。

掲出する前にあらかじめご相談ください！

事前の相談や許可手続きを行わずに掲出したことで、基準違反の広告物として指導対象になるものが多発しています。屋外広告物を掲出する前に、下記お問い合わせ先へご相談ください。

お問い合わせ先

□ 宮崎市外の区域

（屋外広告物の許可について）

■ 寄りの土木事務所 管理担当 又は 西臼杵支庁土木課 管理担当

（屋外広告物の登録について）

宮崎県都市計画課 美しい宮崎づくり推進室 ☎ 0985-24-0041

□ 宮崎市の区域

宮崎市景観課
屋外広告物指導係
☎ 0985-21-1817

みんなで美しい宮崎づくりを進めましょう！



事業主（広告主）の皆様へ

へ野音の（主音）主業専

広告物の落下事故は あなたの会社やお店の 信用も落とします



平成27年2月、北海道札幌市内で屋外広告物の一部が落下し、通行人を直撃して意識不明の重傷を負わせる事故が発生しました。

屋外広告物は、雨や風、強い日差しにさらされています。表面はきれいでも、内部が劣化し落下や倒壊の危険が高まっているかもしれません。

定期的に点検を行い、安全管理に努めましょう！



安全管理って何をすればいいの？

危険の兆候を確認！早期発見が事故を防ぎます。



鉄骨やボルトのサビは、
破損の第一歩



サビ汁がたれていたら、
内部が腐食しているかも？！



盤面のズレや取付具の
欠落は落下の前触れ



漏電している場合は、
火災の危険性も！

サビが出てるけど、どう対処したら…？

**見つけたら専門業者に相談！
早期対応が費用を抑えます。**

早めに処置すれば、サビを落とし保護材を塗布すれば済むものも、
放っておくと取替えや大規模補修により多額の費用がかかります。

事故が発生した場合は、賠償責任を問われることもあります。

そのような事態にならないよう、危険箇所を発見したら屋外広告主
や屋外広告業者などの専門業者に相談しましょう。



袖看板の底部脱落



ポール看板の倒壊

どのタイミングで点検するの？

更新申請時に総合的な点検を！

看板は、会社やお店の「顔」です。いつでも綺麗かつ安全であるために、安全点検のスケジュール化が有効です。

許可更新の申請のタイミングで、しっかりと安全点検を行いましょう。また、許可の必要のない広告物であっても
定期的な安全点検を実施しましょう。

日常の管理と定期的な安全点検で、あなたの看板は美しく長持ち！

広報 み い け

発行元
高原駐在所 電話 42-1041
作成 中村 宏也

9月

令和4年 秋の全国交通安全運動

期間 令和4年9月21日(水)～9月30日(金) 10日間

運動重点

- 1 協見・ぼんやり運転等の追放(★県独自項目)
- 2 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- 3 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶
- 4 自転車の交通ルール遵守の徹底



本運動は、県民ひとりひとりに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を働きかけることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

9月30日(金)は「交通事故死ゼロを目指す日」です
安全運転、防衛運転に努めて事故を防止しましょう。

高齢運転者の交通事故防止について

- 自身で決めた運転ルールを守る「制限運転」を積極的に実践しましょう。
- 運転に不安を感じたら「安全運転相談ダイヤル#8080」や「高齢者運転免許証返納メリット制度」等を活用し、運転免許証の返納を考えましょう。
- 70歳以上の方は積極的に高齢者マークを付けましょう。

高原駐在所事件・事故簿
(7月1日～7月31日発生事件)窃盗被害 2件
廃掃法 1件

(7月1日～7月31日交通事故)

人身事故 3件
物損事故 8件

※ 不法投棄・不法焼却は犯罪です！
空き地などにごみを捨てたり、庭先などで
不要になったごみを焼却することは、
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」
で禁止されています。
分別して、決められた方法で処分しましょう。



高原町のみなさんへ

ちょっとそこまでもシートベルトを締めましょう。
道路を横断する際は、右左をしっかりと確認してから
渡りましょう。
自転車は車の仲間です。交差点では一時停止しま
しょう。
ちょっとした油断から、重大な交通事故は起きてし
まいます。
日常利用する慣れた道ほど交通事故は起こるもの
です。
大切な命です、ひとりひとりが気を引き締めて、交
通事故防止に努めましょう。